

系統連系申請参考資料 (中国電力)

パワーコンディショナ

※系統連系申請書類につきましては、電力会社様より申請者の方が必ず原本を入手
くださいますようお願いいたします。

※参考記入例の電力申請資料は、お取寄せいただいた電力申請資料と書式が異なる
場合がありますが、同様の記入項目に記載例を基に記入してください。

パナソニック株式会社

<低圧用・高圧余利用>

中国電力ネットワーク株式会社 宛

保存期間 解約後10年

年 月 日

電力受給契約申込書

中国電力ネットワーク株式会社（以下、「中国電力NW」という。）の「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱（以下「契約要綱」という。）」、「発電設備等の系統連系に関する要綱」および本申込書記載の契約条件に同意のうえ、以下のとおり電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下、「再エネ特措法」という。）にもとづく接続契約および特定契約の申込み（以下、総称して「本申込み」という。）を行います。

なお、以下の各号のいずれかに該当したときは、本申込みは撤回されたものとし、本申込みにもとづく中国電力NWとの契約が既に成立している場合であっても、当該契約が中国電力NWによって解除されることに同意します。

- (1) 中国電力NWが定める支払期日までに工事費負担金または精算額を支払わない場合
- (2) 接続契約から相応の期間が経過してもなお経済産業大臣からの認定を取得しない場合、および認定の効力が無効となった場合
- (3) 受給開始予定日を経過してもなお電気の供給を開始しない場合（ただし、特段の理由があると中国電力NWが認めた場合を除きます。）
- (4) 中国電力NWが、本発電設備の出力の抑制を行うために必要な機器の設置、費用の負担その他必要な措置を講ずることを求めたにもかかわらず、これに応じない場合
- (5) 再エネ特措法施行規則第14条（特定契約の締結を拒むことができる正当な理由）または契約要綱28（受給契約の解除）に該当する場合

**(注) 裏面の「お申し込みにあたって、特にご確認いただきたいこと」をご了承のうえ、ご契約者さまをご記入ください。
【お申込内容】 太枠内に必要事項をご記入ください。**

ご契約者	ご住所	(〒)				
	フリガナ					
	ご契約名義					様 ①
	ご連絡先	固定電話： ()	-	携帯電話： ()	-	
お申込内容	受給開始のご連絡先 (接続契約書の送付先) ※	(〒) 電話： () -				
	発電設備設置場所					
	発電設備種別	太陽光、風力・水力・バイオマス・地熱・その他 ()				
	最大受電電力	現場に応じて選択 kW		太陽電池・発電機出力	太陽電池出力W 別紙1-② kW	
	配線方法	余剰配線・全量配線（その他需要場所あり）・全量配線（その他需要場所無し）				
	その他自家用発電設備等	あり・なし	種類	ガス/ソリン・燃料電池・蓄電池 その他 ()	出力	kW
振込先口座	受給開始希望日	年 月 日				
	フリガナ					
	口座名義					
	金融機関 (ゆうちょ銀行以外)	銀行 労働金庫 農協		店 所		
		信用金庫 信用組合 漁協				
ゆうちょ銀行	預金種別	1. 普通(総合) 2. 当座	店番	口座番号 (右つめでご記入ください)		
	通帳記号		通帳番号 (右つめでご記入ください)			

※こちらに記載の宛先に国の認定に必要な接続契約書を送付させていただきます。
(お知らせ)
 ・ご記入いただきましたご契約者さま等の情報は、電力受給契約の締結・履行、電力設備の形成・保全および再エネ特措法にもとづく国または費用負担調整機関への届出に利用させていただきます。
 ・本様式による申込みではご契約者さまによる再生可能エネルギー特定自給給先の指定がないものとして取り扱います。

(中国電力NW記入欄)

ご契約番号	-	-
(備考)		

申込書受領日： 年 月 日
 特定契約成立日： 年 月 日

課長	副長	担当

お申込みにあたって、特にご確認いただきたいこと

本申込みにあたって、以下の主要な契約事項の内容についてあらかじめご了承ください、□にチェックのご記入をお願いします。(チェックがない場合、お申込みをお受けできません。)

□ 本申込みの完了および経済産業大臣の認定について

- (1) 申込書類に不備がある場合、連系地点が確定しない場合および需給側の申込みがない場合等、接続検討に必要な情報が不足している場合は本申込みを受け付けることができません。
- (2) 接続契約成立ののち、ご契約者さまが経済産業大臣からの認定を取得し、それを証する書面を中国電力NWに提出することで本申込みは完了します。このとき、相応の期間を経過してもなお認定を取得しない場合、本申込みは撤回されたものとし、既に成立した接続契約は中国電力NWによって解除されるものとします。なお、一般送配電事業者としての中国電力NWは、再エネ特措法にもとづく特定契約以外の買取を行うことができません。

□ 太陽光発電の電圧上昇制御機能について

ご契約者さまが発電設備を中国電力NWの電線路に連系される場合、他のお客さまの電気のご使用の妨げとならないよう、「発電設備等の系統連系に関する要綱」に定める技術基準を遵守いただく必要があります。

太陽光発電の発電出力が増加すると、太陽光発電設備を連系されるお客さま宅の電圧が上昇し、電線路の電圧も上昇します。このため、周辺のお客さま宅の電圧が上がり過ぎないように、太陽光発電設備には電圧上限値を設定し管理・調整する装置が組み込まれています。

太陽光発電設備を連系されるお客さま宅の電圧が上限値に達すると、この装置が動作し、太陽光発電の出力を抑制して電圧を調整します。これにより、一時的に販売電力量(受給電力量)が減少することがあります。

電圧上昇制御機能の動作の原因を確認後、その緩和等、電力を中国電力NWへ供給するため、ご契約者さまが中国電力NWの供給設備の変更を希望される場合は、その工事費の全額を工事費負担金としてご契約者さまにご負担いただくことがあります。

□ 出力抑制に係る取扱いについて

出力抑制に係る取扱いについては、再エネ特措法施行規則第14条第8項、契約要綱16(出力抑制)および附則4(出力抑制についての特別措置)のとおりとし、中国電力NWからの求めに応じ、出力の抑制を行うために必要な機器の設置、費用の負担その他必要な措置を講じていただきます。

□ 発電設備等を変更される場合の中国電力NWへのお申込みについて

- (1) ご契約者さまが発電設備等を変更される場合[※]は、買取単価が変更となる場合がありますので、必ず所定の様式により中国電力NWへお申し込みください。
〔※発電設備等の変更：太陽光発電設備の増設・減設のほか、太陽電池やパワーコンディショナーの更新、太陽光発電設備以外の自家用発電設備や蓄電池等の併設・撤去など〕
- (2) 発電設備等の変更が再エネ特措法に定める変更認定、事前変更届出または事後変更届出に該当する場合、あわせて当該変更について国へ届け出をしてください。なお、本発電設備の内容が事業計画認定と相違している場合、中国電力NWは再エネ特措法にもとづく買取はできません。
- (3) 振込先口座を変更される場合または振込金融機関の統廃合その他の事情により振込先口座の番号等が変更となる場合には、あらかじめ中国電力NW所定の様式によってお申し込みいただきます。

□ 再エネ特措法その他関連法令に定めるご契約者さまの順守事項について

- (1) ご契約者さまは、本申込みにあたり、再エネ特措法施行規則第14条(特定契約の締結を拒むことができる正当な理由)および契約要綱28(受給契約の解除)の内容について同意していただきます。
- (2) ご契約者さまが、上記正当な理由のいずれかに該当すると中国電力NWが判断した場合または以下のいずれかに該当する場合は、中国電力NWは本申込みを撤回するとともに、これに関連する一切の契約についても解除されたものとみなします。
イ 本発電設備が分割案件(特段の理由なく一の場所において複数の発電設備を設置するもの)に該当する場合
ロ 本申込みもしくは本申込みにもとづく取引またはこれらに関し、ご契約者さまに係る再エネ特措法その他適用法令の規定に違反する場合

□ お申込みを撤回される場合の費用負担について

受給開始に至らないでご契約者さまがお申込みを変更および撤回された場合には、工事および検討に要した費用の実費をお支払いいただきます。

□ 必要な協力について

- (1) ご契約者さまは、中国電力NWが本申込みを承諾するにあたって中国電力NWが必要とする情報の提供、および技術検討の協議、現場調査立会等の要請に応じていただきます。
- (2) ご契約者さまのご希望によって、あらかじめ中国電力NWとご契約者さまとの間で定めた受給開始日を変更しようとする場合には、当該受給開始日の10営業日前までに中国電力NWへ申し出ていただきます。

系統連系申込みにあたって

- 当社が定める「発電設備等の系統連系に関する要綱（低圧）」を承認のうえお申込みください。
- 当社が定める「発電設備等の系統連系に関する要綱（低圧）」のほか、国が定める「電気設備に関する技術基準を定める省令」、「電気設備の技術基準の解釈」、「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」、その他の法令等を遵守していただきます。
- 系統連系検討または供給設備を施設した後、お客さまの都合によって受給開始に至らないでお申込みを撤回されたときは、当社は、要した実費を申し受けます。
- お申込みにあたっては、当申込書とあわせて以下の書類を提出してください。

添付資料	
太陽光発電設備（JET認証品）の場合	太陽光発電設備（JET認証品以外）、風力発電設備の場合
<ul style="list-style-type: none"> ① お客さま電気設備図面 ② 系統連系用保護継電器に関する事項 ③ 設備構成（単線結線図） ④ 小型分散型発電システム用系統連系装置認証証明書 ⑤ 発電設備に関する基本仕様* ⑥ 発電場所の使用区域平面図・周辺地図 ⑦ 出力制御機能付PCSの仕様確認依頼書（10kW以上の太陽光発電設備） 	<ul style="list-style-type: none"> ① お客さま電気設備図面 ② 系統連系用保護継電器に関する事項 ③ 設備構成（単線結線図） ④ ガイドラインとの適合性等の説明 ⑤ 発電設備に関する基本仕様* ⑥ 逆変換装置に関する仕様 ⑦ 発電場所の使用区域平面図・周辺地図 ⑧ 出力制御機能付PCSの仕様確認依頼書（10kW以上の太陽光発電設備）

* 基本仕様：製造者（メーカー）、型式、製造番号、製造年月、定格容量、定格電圧、定格出力 等

▶添付資料についてお願い

上記の添付資料は、任意様式ですが、①「お客さま電気設備図面」②「系統連系用保護継電器に関する事項」につきましては当社指定の様式をご使用ください。

- ①「お客さま電気設備図面」は複写式となっております。必要な方は営業所へお問い合わせください。
- ②「系統連系用保護継電器に関する事項」は、中国電力ネットワークのホームページからダウンロードできます。

【中国電力ネットワークホームページ】<https://www.energia.co.jp/nw/>

太陽光発電設備とその他の発電設備を合わせて設置する場合は「W発電買取単価判定票」を添付してください。

中国電力ネットワークからお願い

- 発電場所において小売電気事業者との電気需給契約がない場合はそちらの申込みも合わせてお願いします。
- 電力受給を開始するまでには、連系検討等の必要な手続きに日数がかかります。余裕をもってお早めにお申込みいただきますようご協力をお願いします。
- 当社の供給設備の変更が必要となる場合など、ご希望の日に電力受給を開始できないことがありますので、あらかじめご了承ください。
- 発電設備等を変更する場合、その発電設備等との系統連系を再度審査する必要があります。次の事項に該当する場合は、必ず、当社へご連絡（お申込み）ください。
また、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づき、発電された電気を販売している場合は、国の認定が必要となります。
・ 発電設備の変更（増設・減設）がある場合
・ 太陽光発電設備以外の自家用発電設備等の設置・撤去がある場合 など

個人情報の利用目的について

当社が、取得・保有する個人情報につきましては、次に掲げる事業において、契約の締結・履行、債権回収および債務の履行、アフターサービス、資産・設備等の形成・保全、商品・サービスの改善・開発、商品・サービスに関するダイレクトメール・電話・訪問等によるご案内、アンケートの実施、その他これらに附随する業務を行うために必要な範囲内で利用いたします。

(1) 一般送配電事業 (2) 離島における発電事業 (3) 電気通信事業 (4) 情報処理、情報提供サービスならびにソフトウェアの開発および販売 (5) 不動産の売買、賃貸および管理 (6) 電気・通信機器材料の販売およびリース (7) 広告業務 (8) 上記の各事業ならびに業務安全に関するコンサルティングおよび技術・ノウハウ・情報の販売 (9) (1)～(8)の各事業に附随する事業

なお、個人情報の取扱いについては、当社ホームページにてご確認ください。

お客さま名		工事票受付No.	
引込柱番号			

発電設備	種類	太陽光 風力	型式	
	メーカー名		容量	(kW)
逆変換装置	メーカー名	パナソニック	型式	別紙 1_①参照
	定格出力	別紙 1_③参照 (kVA)	定格電圧	AC202 (V)
	認証番号 (JET 認証品の場合)	MP-	別紙 1_④参照	
	FRT 要件の具備※1		対応	・ 非対応

※1…パワーコンディショナを用いて連系される太陽光発電設備の場合は、FRT 要件を満足していただく必要があります。

保護継電器等		整定値 (申請時)	推奨整定値 [整定範囲]	中国電力 連絡事項	整定値 (現地整定時)
OVR	検出レベル	115 (V)	115V [110~120V]		(V)
	時限	1.0 (秒)	1 秒 [0.5~2 秒]		(秒)
UVR	検出レベル	80.0 (V)	80V [80~90V]		(V)
	時限	1.0 (秒)	1 秒 [0.5~2 秒]		(秒)
OFR	検出レベル	別紙 1_⑤	61.2Hz [60.6~61.8Hz]		(Hz)
	時限	1.0 (秒)	1 秒 [0.5~2 秒]		(秒)
UFR	検出レベル	別紙 1_⑥	58.2Hz [58.2(57.0※2)~59.4Hz]		(Hz)
	時限	(秒)	1 秒 [0.5~2 秒]		(秒)
単 独 運 転 検 出	※3 受 動 式 電 圧 位 相 跳 躍 検 出 方 式	検出基準	※4 別紙 1-⑧		※4
		時限	検出	0.5 秒以内 (秒)	[0.5 秒以内]
	保持		- (秒)	[5~10 秒]	
能 動 式	※3 ス テ ッ プ 注 入 付 周 波 数 フ ィ ー ド バ ッ ク 方 式	変動幅	※4 別紙 1-⑨		※4
		解列時限	瞬時 (秒)	[0.5~1 秒]	(秒)
復電後再投入阻止機能		時限	300 (秒)	300 秒以上	(秒)
自動電圧調整装置		発電端 出力電圧	109.0 (V)	107.0V	(V)
設定力率			別紙 1_⑦参照	95% ※5	(%)
過電流要素付漏電遮断器 OC付ELCB		定格電流: _____ 極数素子数: ___P___E 逆接続可否: 可・否			

□ お客さま記入欄 [申請時]

□ お客さま記入欄 [現地整定時]

- ※2…FRT 要件の対象となる発電設備の場合
- ※3…方式を記載 例:周波数シフト
- ※4…方式に応じた整定値を記載 例:±0.1Hz
- ※5…系統側からみて遅れ力率

中国電力 [連系審査時]	
副長	担当

お客さま [現地整定者]

印または自署をお願いします。

出力制御機能付PCSの仕様確認依頼書

中国電力ネットワーク株式会社 御中

貴社の電力系統に接続するにあたって締結する契約に基づく、出力制御機能付PCSの設置(切替)に関して、仕様の確認等をお願いします。

住 所
会 社 名
代表者氏名



記

1. 発電所の名称※1				
2. 発電場所※2				
3. 出力制御機能付PCS 設置(切替)完了予定日	年 月 日			
4. ルール毎の契約容量※3	(対象外)	新ルール	指定ルール	計
	kW	kW	kW	kW
5. 出力制御方法※4	更新スケジュール (インターネット回線有) 原則、こちらを選択		固定スケジュール (インターネット回線無)	
6. 出力制御時の連絡先※5 (メールアドレスは3つまで)	電話番号(必須)			
	メールアドレス①(必須)			
	メールアドレス②(任意)			
	メールアドレス③(任意)			
7. 本件に関する連絡先※6 (発電所ID・パスワードの送付先)	住 所 〒			
	氏 名			
	電話番号			
	F A X			
	E - m a i l			

以 上

【中国電力ネットワーク使用欄】

受付年月日	年 月 日	契約番号 (受電地点特定番号)	
-------	-------	--------------------	--

※今回取得した個人情報は、再生可能エネルギー発電設備の出力制御に係る連絡等のみに利用し、当該目的以外には利用しません。

PCS 系列単位の諸元一覧

PCS 系列	適用 ルール ※1	契約 容量 [kW]	パネル容量[kW]		PCS 容量[kW]		ID 必要数 (出力制御ユニット数)	出力制御機能付 PCS メーカー名・型式 (機器構成単位で記載)※2	備考 ※出力制御機能以外の仕様変更(連系協議関連事項のみ)※2 など
			変更前	変更後	変更前	変更後			
								(PCS) パナソニック株式会社 別紙 1-① (出力制御ユニット) パナソニック株式会社 品番	
								(PCS) (出力制御ユニット)	
								(PCS) (出力制御ユニット)	
								(PCS) (出力制御ユニット)	
								(PCS) (出力制御ユニット)	
								(PCS) (出力制御ユニット)	
								(PCS) (出力制御ユニット)	
								(PCS) (出力制御ユニット)	
								(PCS) (出力制御ユニット)	
								(PCS) (出力制御ユニット)	
								(PCS) (出力制御ユニット)	
								(PCS) (出力制御ユニット)	

※1 出力制御の適用ルールを記載（対象外・新・指定ルールのいずれかを記載）してください。（新設の場合はすべて「指定ルール」です。）

※2 出力制御機能以外の仕様変更（連系協議関連事項のみ）がある場合は資料を添付してください。

（連系協議での諸要件を満たしていないことが確認された場合は、保安上の問題から発電停止に向けた調整をさせていただくことがあります。）

契約番号 (受電地点特定番号)	
--------------------	--

【中国電力ネットワーク使用欄】

別紙1

機種別整定値一覧

品種	①型式	②出力	③定格出力	④認証番号	⑤OFR	⑥UFR		⑦設定力率
屋内用集中型	VBPC227A7	2.7kW	2.7kVA	MP-0091	61.0Hz	58.5Hz	1秒	100%
	VBPC230NC1	3.0kW	3.0kVA	MP-0132	61.2Hz	58.8Hz	1秒	95%
	VBPC240AA	4.0kW	4.0kVA	MP-0128	61.2Hz	58.8Hz	1秒	95%
	VBPC255A6	5.5kW	5.5kVA	MP-0127	61.2Hz	58.8Hz	1秒	95%
	VBPC230NC2	3.0kW	3.16kVA	MP-0184	61.2Hz	57.0Hz	2秒	95%
	VBPC240NC2	4.0kW	4.63kVA	MP-0186	61.2Hz	57.0Hz	2秒	95%
	VBPC255NC2	5.5kW	5.79kVA	MP-0185	61.2Hz	57.0Hz	2秒	95%
屋外用集中型	VBPC255C2	5.5kW	5.5kVA	MP-0066	61.0Hz	58.5Hz	1秒	95%
	VBPC255GC1	5.5kW	5.79kVA	MP-0153	61.2Hz	58.8Hz	1秒	95%
	VBPC255GS2(S)	5.5kW	5.79kVA	MP-0189	61.2Hz	57.0Hz	2秒	95%
屋外用マルチ型	VBPC246B3 (製造番号1812xxxxX まで)	4.6kW	4.6kVA	MP-0049	61.0Hz	58.5Hz	1秒	95%
	VBPC246B3 (製造番号2003xxxxX 以降)	4.6kW	4.6kVA	MP-0170	61.2Hz	58.8Hz	1秒	95%
	VBPC259B3 (製造番号1809xxxxX まで)	5.9kW	5.9kVA	MP-0031	61.0Hz	58.5Hz	1秒	95%
	VBPC259B3 (製造番号1902xxxxX 以降)	5.9kW	6.2kVA	MP-0168	61.2Hz	58.8Hz	1秒	95%
屋内屋外兼用マルチ型	VBPC244B1(W)	4.4kW	4.4kVA	MP-0123	61.2Hz	58.8Hz	1秒	95%
	VBPC255B1(W)	5.5kW	5.5kVA	MP-0122	61.2Hz	58.8Hz	1秒	95%
	VBPC244GM2(S)	4.4kW	4.63kVA	MP-0187	61.2Hz	57.0Hz	2秒	95%
	VBPC255GM2(S)	5.5kW	5.79kVA	MP-0188	61.2Hz	57.0Hz	2秒	95%
パワコンR	VBPC255GM1R (製造番号2003xxxxX まで)	5.5kW	5.79kVA	MD-0027	61.2Hz	57.0Hz	1秒	95%
	VBPC255GM1R (製造番号20040001X 以降)	5.5kW	5.79kVA	MD-0027	61.2Hz	57.0Hz	2秒	95%
パワステS+	LJRC41 / 42	5.5kW	5.79kVA	MD-0038	61.2Hz	57.0Hz	2秒	95%

※VBPC259B3を設置する場合はパワコンの製造番号によって記載する値が異なります。

申請時点で製造番号不明の場合は、上段 (製造番号1809xxxxX まで)の値を入力し、別紙2を他申請書同様に提出ください。

※VBPC246B3を設置する場合はパワコンの製造番号によって記載する値が異なります。

申請時点で製造番号不明の場合は、上段 (製造番号1812xxxxX まで)の値を入力し、別紙3を他資料と同様に提出ください。

※VBPC255GM1Rを設置する場合は2020年4月以降出荷分は記載内容が異なります。

申請時点でどちらのタイプか不明の場合は、上段(製造番号2003xxxxX)の値を入力し、別紙4を他資料と同様に提出ください。

※パワコンR：パワコンR単体設置(蓄電池なし)の場合。充放電コンバータ+蓄電池を接続する場合は、パワステ用一覧表を参照ください。

※パワステS+：パワステS+単体設置(蓄電池なし)の場合。蓄電池用コンバータ+蓄電池を接続する場合は、パワステ用一覧表を参照ください。

- ①型式 設置するパワコン品番を記入してください
- ②出力 仕様書の定格仕様のページの「定格出力」の欄を参照(力率100%時の値を記入)
- ③定格出力 仕様書の定格仕様のページの「定格出力」の欄を参照(設定力率時の値を記入)
- ④認証番号 仕様書の取得認証のページの「JET認証」の「認証登録番号」を参照
- ⑤⑥OFR、UFR 仕様書の保護機能のページの「OFR」「UFR」の欄を参照
- ⑦設定力率 仕様書の定格仕様のページの「定格力率」の欄を参照。

別紙2

VBPC259B3における申請値について

設置されるパワーコンディショナにより、入力した値と異なる場合があります。
JET認証番号MP-0031品の値を入力しておりますが、設置されるパワーコンディショナが
JET認証番号MP-0168品の場合は下記項目の値が異なります。

	JET認証番号 MP-0031 品 (製造番号1809xxxxXまで)の場合	JET認証番号 MP-0168 品 (製造番号1902xxxxX以降)の場合
定格出力	5.9kVA	6.2kVA
認証番号	MP-0031	MP-0168
OFR	61.0Hz	61.2Hz
UFR	58.5Hz	58.8Hz

別紙3

VBPC246B3における申請値について

設置されるパワーコンディショナにより、入力した値と異なる場合があります。
JET認証番号MP-0049品の値を入力しておりますが、設置されるパワーコンディショナが
JET認証番号MP-0170品の場合は下記項目の値が異なります。

	JET認証番号 MP-0049 品 (製造番号1812xxxxXまで)の場合	JET認証番号 MP-0170 品 (製造番号2003xxxxX以降)の場合
認証番号	MP-0049	MP-0170
OFR	61.0Hz	61.2Hz
UFR	58.5Hz	58.8Hz

別紙4

VBPC255GM1Rにおける申請値について

設置されるパワーコンディショナにより、入力した値と異なる場合があります。
製造番号2003xxxxXまでの値を記載していますが
製造番号20040001X以降の場合は下記項目の値が異なります。

	製造番号2003xxxxXまでの場合	製造番号20040001X以降の場合
UFR検出時間	1秒	2秒